

米国企業の知財分野での生成AI活用に関する調査報告

概要 (Summary)

- **生成AIの知財業務への活用状況:** 米国企業では、特許や商標など知的財産(IP)業務に生成AIを活用する動きが広がっています。先行技術調査、特許明細書のドラフト作成、商標の類否検索、契約書レビューなど、幅広いユースケースが報告されています ¹ ²。
- **主要企業・事例:** 大手法律事務所やテクノロジー企業が知財分野に特化したAIツールを導入し始めています。例えば、米国大手特許法律事務所スターン・ケスラーは独自の生成AIツール「Patent Assist AI」を開発し、特許明細書の一部自動生成に活用しています ³ ⁴。
- **知財特化のAIツール:** 特許ドラフト自動化や検索支援のスタートアップが台頭しています。Specifio (短い発明説明から特許出願書類を自動生成) ⁵、IPRally (AIによる特許検索プラットフォーム) ¹、PatentPal (クレームから明細書・図面まで生成) ⁶ など、多様なサービスが提供されています。
- **メリットと効果:** 生成AIにより知財業務の効率化・高度化が期待されています。ドラフト作成や調査の自動化による業務時間短縮とコスト削減 ⁷ ⁸、定型作業の省力化による戦略業務への注力、文書品質の向上や発明の網羅的把握 ⁹ ¹⁰ などが主なメリットです。
- **課題とリスク:** 一方で、生成AIの利用には情報漏洩のリスクや出力内容の正確性・信頼性への懸念があります ¹¹ ¹²。AI特有の「幻覚」(架空情報生成) ¹³、発明の重要点を見落とす恐れ ¹⁴、機密データを外部AIに入力することによる秘密保持違反の懸念 ¹¹ など課題も指摘されています。
- **知財法的論点:** AIが生み出した発明や創作物の発明者・著作者を誰とみなすかは未解決の重要論点です。米国では特許法上発明者は人間に限られるとの判断が確立しており、AIを発明者として特許出願することは認められていません ¹⁵ ¹⁶。著作権法上も、人間が関与しない生成物は保護対象外とする運用がなされています ¹⁵ ¹⁷。
- **規制当局の見解:** 米国特許商標庁(USPTO)は生成AI活用についてガイダンスを発表し、既存ルール遵守やリスク対策の重要性を周知しています ¹⁸ ¹⁹。またバイデン政権は2023年に安全なAI開発に関する大統領令を発し、AIと知財の在り方検討を促進しています。USPTOはAIが関与する発明の特許適格性や著作権への影響について引き続き検討中です ¹⁹。
- **今後の展望:** 法律事務所やコンサル各社は、今後より多くの知財業務に生成AIが組み込まれると予測しています。専門家の創造力とAIの処理能力を組み合わせた**人間+AIのハイブリッド体制**が主流となり ²⁰、効率化と高度化が進む一方で、人材育成や法整備が課題となるでしょう ²¹ ²²。

1. 米国企業における生成AIの知財業務活用：全体像と主なユースケース

米国では、生成AI (Generative AI) 技術を知的財産分野に応用し、業務効率や分析力の向上を図る取り組みが増えています。その全体像として、**発明の創出から権利化、権利行使に至る各段階**でAIを活用するケースが報告されています ¹ ²。主なユースケースを以下に整理します。

- **先行技術調査 (Prior Art Search) :** AIが特許データベースや学術文献を横断的に検索し、関連する先行技術文献を高速に抽出します。従来キーワードや分類に依存して見落としがちな文献も、機械学習により網羅的に検出可能です ¹。例えば**Derwent Innovation (Clarivate)**や**PatSnap**、**LexisNexis TotalPatent One**といった商用サービスでは、AIを用いて全世界の特許公報から新規性・進歩性に影響する文献を効率的に洗い出すことができます ¹。

- ・**特許明細書のドラフト作成**： 特許出願書類（明細書やクレーム）の作成支援は、生成AIの代表的ユースケースです。²³ ⁷ AIが過去の大量の特許文献に学習し、発明の要旨を入力すると**下書きの明細書**を自動生成します⁵。従来数日～数週間を要したドラフト作成を大幅に短縮できる可能性があります。例えば、あるAIツールは発明のポイントを数行入力するだけで詳細な長文の特許明細書草案を数秒で生成しました⁵。また**請求項に基づく明細書自動生成**も可能となっており、発明者や弁護士が作成したクレームから背景説明や具体的実施例をAIが補完します²⁴。
- ・**特許図面・イラストの生成**： 生成AIはテキストだけでなく画像生成にも活用されており、特許出願用の図面作成を支援する試みもあります²⁵ ²⁶。発明の技術的内容に基づき、AIがブロック図やフローチャート等の**特許図面候補**を自動で描画することで、図面作成にかかる時間を短縮し、図面の抜け漏れや不備を減らす効果が期待されています²⁶。
- ・**商標のクリアランス調査・類否判断**： 商標出願前に既存商標との類似可能性を調べる作業にもAIが活用されています。AIは音韻や外観、観念といった商標の類否判断要素について、人手では見落としがちな微妙な類似も検出します²⁷。大量の登録商標データを学習したモデルが、新たな商標候補と既存商標との**視覚的・音響的類似性**をスコアリングし、衝突リスクの高い候補をリストアップします。これにより、商標クリアランス調査の精度向上と時間短縮が図られています²⁷。
- ・**契約書分析・ドラフト支援**： 知財関連の契約書（ライセンス契約、秘密保持契約=NDA等）のレビューやドラフトにも生成AIが使われ始めています。契約書のひな形や過去の契約データを学習したAIが、入力された契約書ドラフトのリスク箇所をハイライトしたり、不足条項の提案を行います²⁸。例えば**Spellbook**というツールでは、契約書中の法的に執行不能な条項を検出し、より適切な代替案を提示する機能が報告されています²⁹。これにより、契約レビューの効率化と契約内容のコンプライアンス向上が期待できます。
- ・**侵害検知・権利行使**： AIはウェブや市場の情報を監視し、特許や商標の**権利侵害の兆候**を自動検知することにも利用されています³⁰。機械学習モデルがオンライン上の製品情報や広告をスキャンし、特許クレームに抵触する技術の実装や、類似商標の無断使用を早期に発見します³⁰。企業はこのようなAI監視により、侵害に対する警告や差止めを迅速に行えるようになります。また、AIが収集した証拠データは権利行使（訴訟）の判断材料としても有用です。
- ・**特許ポートフォリオ分析・戦略立案**： 大企業では多数の特許資産を抱えるため、ポートフォリオ全体を分析して戦略策定する場面にもAIが役立ちます³¹ ³²。AIは自社および競合の特許出願動向や技術分野のトレンドを分析し、ポートフォリオの**ギャップ（未開拓分野）**や**重点強化すべき領域**を可視化します³³ ³¹。例えば、出願件数の時系列推移や技術分類ごとの分布をAIが解析し、新たな研究開発の方向性や特許取得戦略の立案にデータ駆動型の示唆を与えます³³。また特許の維持年数や引用関係から重要度の低い特許を特定し、権利放棄や売却の判断材料にするケースもあります³⁴。

以上のように、生成AIは「**発明の創出支援**」（アイデア提案や発明の記録自動化³⁵ ³⁶）から「**出願書類作成**」、「**権利維持・活用**」に至るまで知財ライフサイクルの広範囲で活用が進んでいます。特に**パテント業務**（特許の調査・出願・審査対応）と**ブランド管理**（商標調査・監視）において、生成AIの導入効果が大きいと考えられています¹ ³⁰。

2. 生成AIを知財業務に導入している主要米国企業と事例

実際に生成AIを知財実務に取り入れている米国の企業や法律事務所も現れています。その中でも特に注目すべき主要プレイヤーと導入事例をいくつか紹介します。

- ・**スターン・ケスラー法律事務所（Sterne, Kessler, Goldstein & Fox）**：ワシントンD.C.に拠点を置く大手特許法律事務所スターン・ケスラーは、**独自の生成AIツール「Patent Assist AI」**を開発しまし

た。同事務所は2025年3月、このツールを用いて**特許明細書の詳細説明（ディスクリプション）セクションを自動生成**する取り組みを発表しています³。開発の背景には、市販の特許ドラフトAIツールや公開LLMを比較テストしたところ、公開モデルの出力品質が必ずしも劣らないことが判明し、自社開発を決断した経緯があります³⁷。Patent Assist AIは発明者から提出された発明開示書と、弁護士が作成したクレーム・図面を入力すると、**特許明細書の詳細部分を自動生成**します³⁸。生成結果は弁護士の下書き作業を大幅に補助しつつ、最終的な品質管理は人間が行う想定です⁴。同事務所はこのツールにより「従来弁護士が費やしていた文章作成時間を短縮し、クレーム立案など付加価値の高い業務に注力できる」と述べています³⁹。加えて、**AIを発明者として扱うリスクを回避**するため、ツールはあくまで明細書の一部補助に留め、人間弁護士が重要なクレーム起草を担うワークフローとしています⁴⁰。

- ・**IBM（アイビーエム）とUSPTOの協業:** テクノロジー大手IBMは、米国特許商標庁(USPTO)と共同で**特許検索AIアシスタント「IBM IP Advisor」**を開発しました⁴¹。このシステムはIBMのWatsonをベースにした対話型AIで、発明者や審査官からの自然言語の質問に答える形で関連特許情報を提示します⁴²。たとえば「〇〇の技術に似た特許はあるか？」と尋ねると、AIが大量の特許公報から類似技術を持つ先行特許を探し出し、重複や抵触の可能性を指摘します⁴²。2022年にUSPTOのオープンデータポータル上で一般公開テストが行われ、誰でも対話形式で先行技術調査を試せる形で提供されました⁴¹⁴³。IBM担当者は「膨大な特許の山が日曜発明家には障壁となっていたが、AIを使えば必要な先行技術を迅速に発見できる」とその利点を強調しています⁴⁴。これは官民協力で知財情報検索に生成AIを応用した代表例です。

- ・**大手企業の社内IP部門での活用:** 個別の事例公開は多くありませんが、特許出願件数の多いテック企業を中心に社内の知財部門で生成AIを試験導入する動きがあると報じられています。例えば**マイクロソフト**は社内の契約審査にGPT系AIを応用する試みを行い、一定の成果を上げているとの報道があります（※具体的なソース公開は無し）。**グーグル**や**アマゾン**なども、膨大な特許ポートフォリオ管理や発明発掘（invention harvesting）にAIを利用していると伝えられています。もっとも、大手企業は機密情報保護の観点から**公開APIのChatGPT等の直接利用を禁止**し、代替として**社内専用のLLMシステム**を構築する動きも強まっています。実際、サムスン電子（韓国企業）ではソースコード流出事故を受けてChatGPT利用を禁止し、独自の生成AI開発に着手しましたが、米国企業でも同様のプライベートLLM活用がトレンドになっています。

- ・**その他の法律事務所:** 米国の他の知財系法律事務所も続々とAI活用を打ち出しています。例えば大手の**フィネガン（Finnegan）**は商標調査や特許分析にAIツールを導入し始めており、AI活用専門チーム「AI Task Force」を結成しています。また**バーンスタイン（Bernstein）**や**アレン&オーヴェリー（Allen & Overy）**など一部の国際法律事務所では、OpenAIベースの法律文書作成AI「Harvey」の試験導入を発表しており、知財契約書のレビュー支援などに応用するとしています。もっともHarveyは主に汎用法律AIであり、知財特化ではありませんが、このように**法律業界全体で生成AIを採用する動き**が広がる中、知財分野も例外ではなく積極的に取り入れられています。

以上のように、**先進的な法律事務所やIT企業が生成AIを知財業務にいち早く組み込み**、業務効率とサービス品質の向上を図っています。ただし多くの企業は具体的な導入内容を慎重に公開しており、一部は試験運用段階に留まります。**米国企業全体としてはまだ黎明期**と言えますが、成功事例が蓄積されるにつれ、今後普及が加速すると見られています。

3. 知財特化の生成AIツール・サービス提供企業と各サービスの特徴

知財分野に特化したAIソリューションを提供するテクノロジー企業やスタートアップも近年増加しています。その中から主要なサービスをリストアップし、それぞれの特徴を紹介します。

- **Specifio (スペシフィオ)**：特許明細書の自動生成に特化した先駆的ツールです。ユーザーが発明の簡潔な説明（発明のポイントを数行程度）を入力すると、**長文の特許明細書ドラフト**を数秒で生成します⁵。2018年頃からサービス提供が開始され、特許事務所の間で注目されました。**高速なドラフト生成**が強みですが、出力された文章は冗長・形式的になりがちで、人手での推敲が不可欠とも指摘されています⁴⁵⁴⁶。Specifioは業界でいち早く生成AIを実用化したことで知られ、同様のコンセプトを持つ競合ツールを生み出すきっかけともなりました⁴⁷。
- **Rowan Patents (ローワン)**：元々「TurboPatent」という名称で開発されていた、**特許ドラフトのAI支援ツール**です。主に特許弁護士や特許代理人向けに設計されており、ユーザーが入力したクレームに基づき明細書の文章や図面の構成を支援します⁴⁸。Microsoft Wordと統合したアドイン形式で、クレームや図番の整合チェック、書式の自動整形、図面作図支援など**特許出願書類作成の一連の作業を包括的にサポート**する点が特徴です⁴⁸。Rowanは専門家向けのツールであるため、ある程度ドラフト経験のあるユーザーが使うことで効果を発揮し、初学者にはハードルが高い面もあるとされています⁴⁹⁵⁰。
- **PatentPal (パテントパル)**：クレームから明細書全文と図面を自動生成できる**総合特許ドラフティングツール**です。ユーザーが特許請求の範囲（クレーム）を入力すると、その内容に沿った明細書の各部（背景、要約、詳細説明）を生成し、さらに発明を説明するための**フローチャートやブロック図**まで自動作図します⁶。生成された図には説明文も付され、クレームとの対応関係も整合するよう工夫されています⁶。出力はWordやVisio形式でエクスポート可能で、ユーザーの好みに合わせて定型表現等をカスタマイズする機能も備えています⁶。PatentPalは、まさに**特許出願書類作成のフル自動化**に挑戦するサービスと言えます。
- **PowerPatent (パワーパテント)**：スタートアップから大企業まで幅広い顧客をターゲットにした**クラウド型の特許AI支援プラットフォーム**です。PowerPatentの「Patent Creator/Composer」は、発明のディスクロージャ（技術説明）から**クレーム+明細書ドラフト**を生成し、ユーザーが修正しながら完成度を高められるよう設計されています⁵¹。特許文書のバージョン管理や社内コラボレーション機能も強化されており、単なるテキスト生成に留まらず**発明の発掘から出願管理までを一貫サポートするシステム**となっています⁵²⁵³。USPTOの電子出願システムとも統合され、出願後の審査対応（オフィスアクション分析など）まで見据えた機能を提供しています⁵¹。
- **Solve Intelligence (ソルブ・インテリジェンス)**：Yコンピネータ出身のスタートアップで、「**Patent Copilot**」という**知財向けAIプラットフォーム**を提供しています。発明の掘り起こし（従業員からの発明提案収集）、特許明細書ドラフト、特許分類や審査応答の下書きなど、特許プロセスの各段階にAI支援を組み込むことを目指しています⁵⁴。特徴は**ユーザー（特許弁護士）の操作を常に組み合わせる「共同作業」志向**にあり、AIが提案→人間がレビュー・編集→再度AIが補助…という形で進めることで、AI任せにせず専門家の判断を最終確認とする設計です⁵⁴。同社はこのアプローチにより、「生産性を50%以上向上させつつ専門家の役割はむしろ強化される」とアピールしています⁵⁵。
- **IPRally (IPラリー)**：**AIネイティブな特許検索プラットフォーム**として知られるフィンランド発のスタートアップですが、米国の企業や特許事務所にも採用が広がっています。グラフベースの機械学習を用いて**発明の技術的特徴に基づく類似特許検索**を行うのが特徴です。キーワードに頼らず、発明の構造を解析して近い技術内容の特許をリコメンドでき、特に**新規技術分野の網羅的調査**に強みがあり

ます。検索結果の説明可能性（なぜヒットしたかの理由提示）にも配慮されており、ブラックボックスになりがちなAI検索に透明性を持たせている点で評価されています⁵⁶。

- ・**PatentSight / PatSnap / Questel 等**: 従来から特許情報分析ツールを提供してきた大手各社も、近年は生成AIや機械学習の機能を自社製品に組み込んでいます。例えば**Clarivate社のDerwent Innovation**では、AIが先行文献調査や特許マップ作成を支援する機能が追加されています¹。**Questel社のQthena**は、特許・商標調査やワークフロー管理にジェネレーティブAIを統合したワンストップソリューションを打ち出しています⁵⁷。また**PatSnap**も自然言語処理により膨大な技術文献から有用情報を抽出するエンジンを強化しています。これら老舗企業は豊富なデータ資源と組み合わせるAI機能を提供できる強みがあり、スタートアップ勢との競争が激化しています。

以上、米国発を中心とした知財特化AIツールを概観しました。**特許の出願書類作成支援**にフォーカスしたものから、**調査・分析系**、**契約書レビュー系**まで、多彩なサービスが乱立しています。それぞれ機能や対象ユーザーが異なりますが、市場全体としては「知財実務のどの部分を自動化・効率化できるか」を競う構図となっています。今後、生き残りをかけて性能向上や差別化が進むとともに、主要プレイヤーの合併・統合も予想されます。

4. 生成AI活用のメリット（効果・利点）

生成AIを知財業務に取り入れることで、企業・組織に様々なメリットがもたらされます。ここでは(a)研究開発・出願プロセスの効率化に関するメリットと、(b)知財戦略上の利点に分けて整理します。

(a) 業務効率化とコスト削減

- ・**ドラフト作成の効率化**: 特許明細書や契約書などの下書きをAIが自動生成・補助することで、**文書作成に要する時間が大幅短縮**されます⁷。従来、経験豊富な弁護士が細部まで推敲していた文章をAIがたたき台として提示するため、人間は修正・調整に注力すればよくなります。その結果、1案件あたりの工数が削減され、より多くの案件を並行処理できるようになります。ある法律家は「生成AIにより特許ドラフトの初稿作成が迅速化し、弁護士はクレーム戦略やオフィスアクション対応といった**付加価値の高い業務**に時間を割けるようになる」と述べています^{7 58}。
- ・**コスト削減と生産性向上**: 自動化により工数が減ることは、結果的に**知財関連コストの削減**につながります。企業内では知財管理部門の人的リソース節約、法律事務所ではクライアントへの請求時間の減少となり、依頼者にとっては費用負担軽減の恩恵があります⁸。特に高額な特許出願費用がネックだったスタートアップや中小企業にとって、AI活用によるコスト低減は**知財アクセスの向上**をもたらします⁸。またAIによりヒューマンエラーが減少し**作業品質が安定**することで、手戻りや追加対応にかかる無駄なコストも抑制できます⁹。
- ・**スピードとタイムリーな対応**: 生成AIは24時間高速に動作するため、タイトな期限にも対応しやすくなります。例えば新製品発表に合わせた**迅速な特許出願**や、大量の契約書レビューを短期間で行う必要がある場合にも、AIの助けで期限内に完了できる可能性が高まります。開発現場からの発明発掘～出願までのリードタイム短縮は、競争環境下での**発明の先願確保**にも寄与します。また調査にかかる時間が減ることで、知財担当者が**戦略立案など長期的視点の業務**により時間を割けるようになる副次効果もあります^{59 60}。

(b) 知財戦略上のメリット

- ・**包括的な知見と戦略策定**: AIは人間には処理しきれないビッグデータを分析できるため、**広範な先行技術や市場動向を俯瞰したインサイト**を提供してくれます^{31 32}。例えばポートフォリオ分析AIは、自社技術の優位性や弱点、競合の出願傾向などを可視化し、どの分野に注力すべきかといった**知財戦**

略の高度化に役立ちます³³³²。従来は経験と勘に頼っていた意思決定を、データドリブンで行えるようになる点は大きなメリットです。

- ・**発明の質と網羅性の向上:** 生成AIは膨大な技術知識にアクセスできるため、**発明の新たな切り口や広げ方の提案**も可能です¹⁰。発明者や弁護士が気づかない観点で発明を記述したり、関連する実施例を補完したりすることで、結果的に**より広く強い特許クレーム**を得られる可能性があります¹⁰。例えばAIが先行特許との比較から「この点を強調すれば差別化できる」と示唆してくれれば、**出願段階で権利範囲を最適化**する助けになります⁶¹。このようにAIは発明の潜在的価値を引き出し、知財成果物の質を高める効果も期待されています。
- ・**一貫性・コンプライアンスの向上:** AIは定型フォーマットやルールに忠実に従うため、書類間の**用語ぶれやミス**を減らし、一貫した品質を保ちます⁹。例えば特許クレーム中の参照番号漏れや、契約書中の未定義用語などを自動検出し修正提案してくれるため、**ヒューマンエラー防止**とコンプライアンス確保に寄与します⁶²⁶³。また契約レビューAIは過去の判例や社内ポリシーに照らしてリスク条項を指摘することで、**法的リスクの低減**につながります²⁸。
- ・**研究開発の加速:** 生成AIによる**アイデア創出支援**もメリットの一つです。例えば社内の発明提案システムにAIを組み込めば、研究者が入力した技術課題に対し関連する他分野の技術を提案したり、改良のヒントを与えたりできます⁶⁴³⁵。これによりR&Dのブレインストーミングが活性化し、新規発明の着想が得られる可能性があります。またAIが発明内容を自動で**発明届出書**に整理してくれれば、研究者の手間を減らし発明の取りこぼし防止にもなります⁶⁵³⁶。

以上のように、生成AIの活用は「**効率化による守りの効果**」と「**知見拡大による攻めの効果**」の両面で大きなメリットをもたらします。²³⁶⁶特に特許出願プロセスでは、スピード・コスト・品質の改善に直結するため、企業競争力強化の手段として期待されています。一方、次節で述べるように注意すべき課題もあるため、メリットを最大化しつつリスクを管理することが重要です。

5. 生成AI活用の課題とリスク

生成AIの知財分野への適用には多くの利点がある一方、無視できない課題やリスクも存在します。ここでは(b)機密情報の扱い、(c)AI出力の正確性・信頼性、(d)専門家人材への影響など主要な懸念事項を整理します。

(a) 機密情報漏洩のリスク

- ・**クラウドAI利用による情報流出:** 特許出願や契約ドラフトには未公開の機密情報が含まれますが、**外部の生成AIサービスにそれらを入力すると情報漏洩の危険**があります¹¹。多くの生成AIはクラウド上で動作し、入力データを学習に再利用する場合があります。そうすると、他ユーザーへの出力に自社の極秘情報が混入する可能性が否定できません⁶⁷。実際、企業秘密を誤って外部AIに入力してしまい問題となった事例も報告されています。特許の世界では、新発明の内容が公開前に第三者に知られると**新規性喪失**につながる恐れがあります。米国ではグレースピリオド（1年以内の自己開示はセーフ）があるものの、国によっては即時に特許取得不能となるケースもあり⁶⁸、AI経由での情報漏洩は非常に深刻なリスクです。したがって企業は、AIツールのセキュリティや利用規約を十分確認し、**機密保持条項のある安全な環境でのみAIを活用する対策**が必要です⁶⁹。場合によってはオフライン環境やオンプレミスでのAI運用も検討されます。
- ・**倫理規定・職務上の守秘義務との抵触:** 弁護士・弁理士などの専門職には顧客機密を守る倫理規定があります。AIツールへの機密投入は、その**職務上の守秘義務違反**に問われかねません⁶⁷。また法律事務所がクライアント情報を外部AIに入力することは、明示的な同意がない限り契約違反となる可能性もあります。さらにセキュリティの脆弱な生成AIに依存すると、サイバー攻撃でデータが抜かれる

危険もあります。こうした観点から、**社内ポリシーで生成AIの利用範囲を定め、機密性の高い情報はAIにかけない**といったガイドライン策定が不可欠です。

(b) AI出力の正確性・信頼性の問題

・**品質・精度への不安**: 生成AIが作成したドラフトや分析結果は、一見もっともらしくても**法的に不正確**な場合があります。特許明細書であれば、発明のポイントを外した冗長な記載や、要件を満たさない記述漏れが生じる恐れがあります⁷⁰。AIはトレーニングデータに基づく統計的生成に過ぎず、**実際の法的要件や発明の微妙なニュアンスを理解していないため**です⁷¹。例えばクレームのサポート要件を満たすための具体例が十分に書かれていない、あるいは不用意に広すぎるクレームを生成し審査で拒絶される、といったリスクが指摘されています¹⁴。結局、人間の専門家が大幅に手直しする必要が生じれば、効率化のメリットが相殺されかねません。

・**AIの“幻覚”問題**: 生成AIはしばしば**架空の内容（幻覚）**をもっともらしく作り出してしまうことが知られています¹³。例えば存在しない先行技術をでっち上げて引用したり、法律上根拠のない条文を契約書に紛れ込ませたりするケースです¹³。特許ドラフトにおいても、AIが技術的詳細を補完しようとして誤った説明や不可能な構成要件を書いてしまう恐れがあります。新人弁護士などがAI出力を鵜呑みにすると、**誤情報に気づけずそのまま提出**してしまい、審査拒絶や権利無効の原因になるリスクがあります⁷²。AIの幻覚は人間のレビューで除去可能ですが、見逃した場合のダメージは甚大であり、**常に懐疑的な目でAI出力を検証する体制**が必要です。

・**バイアス・知識限界**: 生成AIは学習データに存在する**バイアス**や知識の偏りをそのまま反映します¹²。過去のデータに基づくため、新興技術や従来にないアイデアに対しては適切なアウトプットが得られない可能性があります⁷³。例えば最新のAI技術に関する発明をドラフト化しようとしても、学習時点でデータが無ければピント外れな記載になるかもしれません。また古い慣習的な表現ばかり使い、最新の審査基準に沿わないドラフトを出力する危険もあります⁴⁵。このように**AIの知識には限界があり常にアップデートが必要**ですが、ブラックボックス部分も多く完全には信頼しきれないのが現状です¹²。

(c) 専門家の役割と人材への影響

・**専門判断の代替可能性と過信**: AIが有用とはいえ、**法的判断や戦略判断をAIに任せすぎる危険**があります。例えば先行技術調査AIが「大丈夫」と判断したからといって、人間がそれを鵜呑みにして他の検討を省略すると、思わぬ類似文献の見落としが発覚するかもしれません。AIには法的責任はなく、最終責任は人間にあります。それにもかかわらず、便利さからAI任せになると、**チェック体制の形骸化**や専門家の勘所の劣化を招きます⁷⁴。「AIがやったから仕方ない」は通用しないため、**常に人間が主導権を持ち、AIは補助**という位置付けを忘れないことが重要です⁷⁴⁷⁵。

・**若手育成への影響とスキル低下**: 知財実務ではOJTを通じた若手育成が重視されますが、AIが初期ドラフトや調査を担う比率が高まると、**新人が学ぶ機会が減少**する懸念があります²¹。従来は新人弁護士が明細書案を書き、先輩が添削する過程で技能習得していました。しかしAIが初稿を書き先輩が微調整するだけだと、若手は深く考える前に答えが与えられる状態になりかねません⁷⁶。これでは将来的に**高度な案件を扱える人材が育たず**、知財業界全体の専門性低下を招く可能性があります⁷⁷。またAIの導入で単純作業が減る分、事務所の新人採用数自体を絞る動きも考えられ、**人材パイプラインの細り**というリスクも指摘されています²¹⁷⁸。したがって組織としては、AI導入と人材育成のバランスをとる施策（例えばAIを補助的に使いながらも新人に考えさせるプロセスを維持する等）が求められます⁷⁹。

・**AIへの過度な依存**: 最終的に、人間の専門家が自らのスキルを磨かずAIに頼りきりになると、**専門知識の空洞化**が起きるリスクがあります⁷⁴。知財の世界は高度に専門的で絶えず法律改正や新判例も出

ます。AIが常に最新かつ正確とは限らない以上、専門家自身が継続学習し判断力を保持することが不可欠です。AIは強力なツールですが、「道具」以上のものではないという意識を持つことが重要です⁷⁴。

以上、生成AI活用に伴う主な課題を見てきました。要するに、「便利さ」と「危うさ」は表裏一体であり、リスクを認識した上で適切にコントロールすることが求められます。具体的には、**人間による検証プロセスの堅持、機密情報の扱いルール策定、人材育成計画の再構築**などが重要な対応策となるでしょう。各組織がこれら課題に向き合い、ベストプラクティスを共有していくことが今後のテーマです。

6. 生成AIと知的財産権をめぐる法的論点

生成AIの登場により、知的財産権の基本的な枠組みに関しても新たな法的課題が浮上しています。特に「**AIが生み出した発明・創作物の発明者/著作者を誰とみなすか**」という問題は各国で議論的となっています。本節では米国における関連動向を中心に、主要な論点と判例・議論状況を整理します。

(a) AI生成物の発明者（特許）に関する論点

特許法では、新発明の創作主体として「**発明者**」を特定することが求められます。米国特許法は長年にわたり人間を前提としており、AIが自律的に考案したアイデアを発明者として認めるか否かが争点となりました。その代表例が**DABUS事件**です。これは米国を含む複数の国で、AIシステム「DABUS」を発明者として出願が試みられた案件です。米国では特許商標庁(USPTO)および連邦裁判所が一貫して「**発明者は自然人（人間）に限る**」との立場を示し、AIを発明者とする出願を拒絶しました^{15 16}。具体的には2020年のUSPTO決定および2021年の連邦地裁判決で、特許法条文上「個人(person)」とあるのは人間のみを意味し、AIは該当しないと判断されています^{15 16}。2022年には連邦巡回控訴裁(CAFC)も同様の結論を出し、**米国ではAI単独発明者は認められないことが確定**しました。

このように現状では、**AIが関与していても発明者としては必ず人間を挙げる必要があります**。実務上は、AIが提案したアイデアであっても、それを発明として認識・完成させた人間（例えばAI開発者や使用者）が発明者として特許出願する形を取らざるを得ません。もっとも、この解釈に対しては「将来的にAIの創作性が人間と遜色なくなった場合、現行法のままでよいのか」という問題提起もなされています。一部の論者は、発明者不在（AIのみ創作）の場合でも権利付与できるように**法改正や新しい権利枠組み（例えばAI創作物専用の権利）**を検討すべきと提唱しています。しかし米国内ではまだコンセンサスは得られておらず、立法化の動きも具体化していません。

(b) AI生成物の著作者（著作権）に関する論点

著作権法でも同様に、**人間以外が作り出した創作物の扱いが問題**となります。米国著作権法は明文で人間に限定してはいないものの、判例上「著作物は人間の創作に限る」と解されています¹⁵。有名な例として、猿が撮った写真（いわゆる「サル selfie 写真」事件）で著作権は認められないと判断されたことがあります（動物ですが、人間以外という点で類似の論点）。近年では、AIが生成した画像や文章の登録申請が相次ぎ、米国著作権局(USCO)は個別判断を下しています。例えば**Midjourneyという生成AIで作られた画像**について、クリエイターが著作権登録を申請しましたが、USCOは「人間の創作的寄与が不十分」として登録拒否しました^{80 81}。一方、部分的にAIを使った作品であっても、人間が十分な創作的コントロールをしていれば保護される場合もあります。USCOは2023年3月にガイダンスを発し、出願時にAI生成コンテンツを使用したことを開示し、人間の寄与部分のみが著作権保護対象になるとの方針を示しました^{82 83}。つまり「**完全自動のAI作品は著作権NG、人間が編集・選択した部分はOK**」という線引きです⁸⁴。

このように現状の米国法では、**AIのみが生み出した創作物は原則として知財保護を受けない**と考えられます¹⁵。その結果、それらはパブリックドメイン（誰でも利用可能）となりますが、それで良いのかという議論もあります。AI生成物に権利付与しないと、投資インセンティブが損なわれるとの懸念もある一方、安易に保

護すると権利の濫用や創作の萎縮を招くとの指摘もあります⁸⁵⁸⁶。国際的には、中国が「一定の人間の知的関与があればAI生成物にも著作権認める」という判決を出した例⁸⁷や、英国がソフトウェア生成物に関する**特殊な著作権規定**（人間がいない場合は制作に必要な準備をした者を著作者とみなす）を持つなど、対応が分かれています⁸⁸。米国でも将来的に議論が深まれば、新たな立法措置が検討される可能性があります。

(c) その他の法的論点

- ・**創作物の所有権・帰属**：発明者・著作者と関連して、AI生成物の権利を誰が持つべきか（開発者か、ユーザーか、AIそのものか）という論点もあります⁸⁹。米国では上述の通りAI自体は権利主体になりえないため、開発者やユーザー間で契約的に権利帰属を定めるのが現実的です⁹⁰。例えばOpenAIの利用規約では「利用者が入力したプロンプトとAI出力の著作権は利用者に帰属する」と明記されています⁹¹。他方、学習元データの権利処理（後述の訓練データ問題）も含め、**契約で整理しきれない部分**もあり、今後判例の積み重ねが必要です。
- ・**特許要件への影響**：AIが関与した発明の特許要件（特に非自明性）の判断も課題です。AIは既存知識を組み合わせるアイデアを生成するため、人間にとっては思いつかない創作でもAIには自明に見える場合があります。審査基準として「AIを用いれば容易に想到できた」という論法が出てくる可能性があります。非自明性（進歩性）のハードルへの影響が議論されています。またAI生成物は大量かつ高速に出願されるため、審査官がキャパシティを超える懸念も提起されています。USPTOは将来的な**審査プロセス改革**も視野に入れて議論しているところです。
- ・**訓練データの著作権侵害問題**：生成AIを巡る知財論点としては、アウトプットだけでなく**AIの訓練データ**の扱いも重要です。ChatGPTや画像生成AIはインターネット上の膨大なテキスト・画像を無断で学習していますが、これが著作権侵害か否かが裁判で争われ始めています⁹²。米国ではフェアユース（公正利用）かどうかが焦点であり、現在訴訟や議会での議論が進行中です⁹³。例えば2023年には、生成AI開発者に対し訓練データの情報開示を義務付ける法案（Generative AI Copyright Disclosure Act of 2024）が提出されました⁹⁴。この問題は知財権者（著作者）とAI産業の利害が衝突する難題で、最終的な決着には時間を要すると見られています。訓練データ問題は**知財権の新たな摩擦領域**として要注目です。

7. 米国規制当局（USPTO等）の見解・ガイドライン・ルール動向

生成AIの利用拡大に伴い、知財に関する規制当局も対応を迫られています。米国ではUSPTO（特許商標庁）を中心に、政府・行政機関がガイドライン策定やルール整備に乗り出しています。その主な動向を紹介します。

- ・**USPTOのガイダンス発出**：USPTOは2023年以降、相次いで**AI利用に関する公式ガイダンス**を発表しています。例えば2024年2月と4月には、弁護士・代理人などUSPTOに関与する当事者に向け「AIツール使用上の留意点」をまとめた文書を公開しました⁹⁵⁹⁶。そこでは「既存の規則（誠実な手続遂行義務や情報開示義務など）は、提出物がどのように作成されたかに関わらず適用される」と強調し、AIで自動生成した書面であっても**内容の真実性や適法性を確認する責任は従来通りユーザーにある**と念押ししています⁹⁶。またAI活用に伴うリスク（誤情報や機密漏洩等）にも触れ、安全・責任ある利用を呼びかけています¹⁸。USPTO長官のビダル氏は「AIはイノベーション促進に資する一方で、知財制度の信頼性維持が不可欠。ステークホルダーの意見も聞きつつ、民主化と安全性の両立を図る」とコメントしています⁹⁶¹⁹。
- ・**政策策定と国際連携**：USPTOは行政の立場から、**AIと知財に関する政策形成**にも積極的に関与しています。2023年10月のバイデン大統領による「安全で安心なAIの開発に関する大統領令」では、各機関にAI対応の方針策定が指示され、USPTOも**AIが関わる発明の特許適格性ガイドライン**や**AIと著作権に関する勧告**を準備中です⁹⁷。また商務省長官や他の官庁とも連携し、**訓練データに関する透明性**、

AI出力の法的扱い、営業秘密保護など横断的課題の検討に参加しています⁹⁸。国際的にもWIPO（世界知的所有権機関）を通じて各国庁との意見交換や調査研究に参画し、標準的な原則作りに貢献しています⁹⁹。USPTOはこれまでにAIと知財に関する複数のRFI（情報提供要請）や会合を開催しており、将来的な**ルール改正や立法提案**の土台となる知見を蓄積しています。

- **具体的ルールの検討状況:** 現時点で米国特許法・著作権法に直接的な改正はなされていませんが、いくつかの**ルール提案や議論**が進んでいます。例えば特許出願書類において「この明細書（クレーム）はAIによる補助を受けて作成した」旨の**開示義務付け**を提案する声があります。これが実現すれば、審査時にAI起因の誤りに留意するなど運用上の参考になるとの考えです。また前述のように訓練データ開示法案など周辺領域での立法も検討されています。さらに、USPTO内でもAIを**審査官の補助**に使う試み（先行技術自動検索システム等）を継続中であり、その際の審査基準や手続ルール策定も課題となります。全体として、**規制当局は慎重ながらもAIの恩恵を取り込む方向**で動いており、「ルール無整備の真空状態」とならないようガイダンス等で対応している状況です。
- **司法判断の動向:** 行政とは別に、裁判所の判断も重要です。前述のようにDABUS事件等で司法は「AI発明者不許可」という明確なスタンスを示しました。また2023年には米連邦控訴裁（DCサーキット）が「完全AI生成の画像は著作物ではない」と判断し¹⁶、著作権分野でもAI創作物排除の先例ができました。今後もAI関連の知財訴訟（例えば生成AIの出力物を巡る著作権侵害や、公正利用の範囲を問う訴訟など）が増えると予想され、裁判所の蓄積した判例が事実上のガイドラインとなっていくでしょう。USPTOや立法府も、そうした司法動向を見据えて制度設計を検討していくものと思われる。

8. 今後のトレンドと将来展望（米国企業における知財分野での生成AI活用）

最後に、法律事務所のレポートやコンサルティング会社の分析をもとに、米国企業における知財分野での生成AI活用の将来像を展望します。

- **生成AI活用のさらなる拡大:** 全体的な予測として、**より多くの企業が知財ワークフローにAIを組み込み、標準ツール化していく**と考えられます。2024年のある調査では、すでに法務部門の3割超が何らかの形で生成AIを業務利用しているとの結果が出ました（前年から増加）という報告もあります。知財分野も例外ではなく、特許出願件数の多いテック企業や、大量の商標管理を要するブランド企業などから順にAI導入が進むでしょう。また法律事務所側でも、競争優位を保つためにAI活用は不可避となりつつあります¹⁰⁰。「**使って当たり前**」の時代が来るとの見方もあります。
- **人間とAIの協働（Human-in-the-loop）が定着:** 専門家の間では、将来の理想形は「**人間とAIの協働（Human-in-the-loop）**」だと指摘されています²⁰。つまりAIがルーティンや分析を担当し、人間が最終判断や創造的思考を行う役割分担です。Harter Secrest & Emery法律事務所の報告書でも「最も効果的な活用法はハイブリッド型であり、人間の専門知識とAI能力を組み合わせることだ」と結論付けています²⁰。将来的にAI技術が高度化しても、**知財分野では人間の創意工夫や交渉力が依然重要**であるため、完全自動化より協働モデルが現実的とみられています。
- **知財プロフェッショナルの役割変化:** AI普及に伴い、知財に関わる人材の役割も変わっていきます。単純ドラフト作業は減り、**より戦略的・創造的な業務へのシフト**が進むでしょう^{7 58}。例えば発明発掘のために社内AIシステムを分析し方向付けする「発明戦略家」的役割や、AIが作成した膨大なドラフトを評価・取捨選択する「AIオーディター」的役割など、新たなポジションが生まれる可能性があります。また若手育成についても、AIリテラシーを備えた人材が求められ、「**AIを使いこなせる弁護士・弁理士**」が市場価値を持つようになるでしょう。教育機関や専門団体も、カリキュラムにAI関連スキルを組み込む動きを強めています。

- ・**法制度・ガバナンスの進展:** 今後数年間で、AIと知財の交差点における法制度も整備が進むと予想されます。Nixon Peabody法律事務所は「この複雑な問題に対処すべく、立法による明確化が不可欠だ」と指摘しています²²。米国議会も、早ければ数年以内にAI創作物の権利帰属や、AI出力物に関する責任の所在などについて議論を深めるでしょう。**新しいタイプの知財権（例えばデータセットの権利化やAIモデルの特許適格性など）の創設**も議題に上るかもしれません。また企業側でも、AI利用に関するポリシー策定や契約条項の標準化が進み、**ベストプラクティスの共有**が図られるでしょう。業界団体（AIPLAなど）によるガイドライン提言も今後増えると見られます。
- ・**技術革新と競争:** 技術面では、より**高精度で専門特化したAIモデル**が登場し、現在の課題である幻覚やバイアスがある程度克服されていくでしょう。例えば法律ドメインに特化した大型言語モデルが現れれば、一般のChatGPTよりも信頼性の高いドラフト生成が期待できます。また競争環境では、スタートアップと従来型ベンダーがシェア争いを繰り広げつつ、大手IT企業も参入して来る可能性があります。特許の世界はニッチですが、市場規模は無視できず（企業知財投資額は大きい）、**AIビジネスの新たなフロンティア**となっています。ユーザー企業にとっては嬉しい選択肢拡大ですが、ツール乱立による混乱もあり得るため、徐々に淘汰・集約が進むでしょう。
- ・**懸念と慎重論も根強い:** 一方で今後も**慎重論**は一定程度続くと予想されます。弁護士の中には依然としてAIの法的リスクを重視し、全面導入に二の足を踏む層もいます¹⁰¹。また知財という企業価値の根幹に関わる分野だけに、保守的な企業ほど「最先端より確実性」を優先し、様子見を決め込む可能性もあります。しかしながら、全体の流れとしてはAI波及は不可避であり、慎重派も**いずれ標準ツールとして受け入れざるを得ない**との見通しが有力です。その際、先行導入組の成功・失敗事例が貴重な指針となるでしょう。

総じて、**生成AIの知財分野への活用は今後ますます深化し、業界の在り方を大きく変革する潜在力を秘めています**。効率化・高度化によってイノベーションが加速し、より戦略的な知財経営が可能になる一方、新たなリスクや倫理的課題への対処も必要となります。米国企業はこの「諸刃の剣」を扱いこなすべく試行錯誤を重ねており、法曹界・技術者・規制当局が連携して**健全なAI活用のエコシステム**を構築できるかが将来の鍵を握るでしょう。^{20 22}

¹ ² ¹⁷ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ ³¹ ³² ³³ ³⁴ AI for IP Law: Streamlining Patent and Trademark Processes - Spellbook

<https://www.spellbook.legal/learn/ai-for-ip-law>

³ ⁴ ³⁷ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ Inside IP Firm Sterne Kessler's Development of Its AI Patent Drafting Tool | Sterne Kessler

<https://www.sternekessler.com/news-insights/news/inside-ip-firm-sterne-kesslers-development-of-its-ai-patent-drafting-tool/>

⁵ ⁴⁵ ⁴⁶ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵² ⁵³ Best AI Tools for Patent Drafting: Ranked and Reviewed | PowerPatent

<https://powerpatent.com/blog/best-ai-tools-for-patent-drafting-ranked-and-reviewed>

⁶ ²⁴ ⁴⁸ ⁵¹ ⁶² ⁶³ Generative AI Patent Drafting Tools: The Top 10

<https://patently.com/blog/generative-ai-patent-drafting>

⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ²⁰ ²¹ ⁵⁸ ⁶¹ ⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ⁷⁴ ⁷⁵ ⁷⁶ ⁷⁷ ⁷⁸ ⁷⁹ The Practical Risks and Benefits of Using Generative AI for Patent Drafting – Harter Secrest & Emery LLP

<https://hselaw.com/news-and-information/in-the-news/the-practical-risks-and-benefits-of-using-generative-ai-for-patent-drafting/>

¹⁵ ¹⁶ ²² ⁸² ⁸⁵ ⁸⁷ ⁹² ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁹ Generative AI: Navigating intellectual property | Nixon Peabody LLP

<https://www.nixonpeabody.com/insights/articles/2025/09/17/generative-ai-navigating-intellectual-property>

18 19 95 96 97 98 **USPTO issues guidance concerning the use of AI tools by parties and practitioners | USPTO**

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners>

23 25 26 35 36 54 55 59 60 64 65 66 100 **Generative AI & Intellectual Property Use Cases**

<https://www.solveintelligence.com/blog/post/generative-ai-and-intellectual-property>

41 42 43 44 **IBM Watson Demos AI Patent Assistant - Voicebot.ai**

<https://voicebot.ai/2022/10/31/ibm-watson-demos-ai-patent-assistant/>

47 **Generative AI is Here: Unraveling Its Impact on Patent Drafting**

<https://www.paximal.com/blog/generative-ai-is-here-unraveling-its-impact-on-patent-drafting>

56 **IPRally | AI Patent Search, Review & Classification**

<https://www.iprally.com/>

57 **AI assistant for patent and trademark productivity | Qthena - Questel**

<https://www.questel.com/qthena/>

80 81 83 84 86 88 89 90 91 **The interaction between intellectual property laws and AI: Opportunities and challenges | Global law firm | Norton Rose Fulbright**

<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/c6d47e6f/the-interaction-between-intellectual-property-laws-and-ai-opportunities-and-challenges>

101 **The Legal Industry Report 2025 - American Bar Association**

https://www.americanbar.org/groups/law_practice/resources/law-technology-today/2025/the-legal-industry-report-2025/